

# 島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業に係る民間事業者の選定について

島根県（以下「県」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条 1 項の規定により、「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定しましたので、P F I 法第 11 条の規定により、民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を公表します。

令和 5 年 9 月 4 日

島根県病院事業管理者 山口 修平

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業

### (2) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、選定事業者が本施設の維持管理等業務などを遂行する O (Operate) 方式とする。

### (3) 事業期間

本事業の事業期間は、県と選定事業者との事業契約締結後から、令和 20 年 3 月 31 日までとする。

なお、現事業の満了が令和 5 年 9 月 30 日であるため、下記 (4) 業務内容に示すア～ウの業務の期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 14 年 6 ヶ月とする。

### (4) 業務内容

本事業の業務内容は下記ア～ウの業務とする。

#### ア 本施設の維持管理等業務

- ①本施設の建物（造り付け家具等を含む。）維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- ②本施設の設備維持管理業務（運転・監視、点検、保守、修繕等）
- ③本施設の外構維持管理業務（点検、保守、修繕等。ただし、進入路及び橋梁を含まない。）
- ④本施設の備品維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- ⑤本施設の植栽管理業務
- ⑥本施設の清掃業務
- ⑦本施設の環境管理業務（廃棄物回収、害虫等駆除及び環境測定等）
- ⑧本施設の保安警備業務（夜間休日における警備（医療観察法ユニットは、終日警備。）とし、救急・時間外の受付及び電話交換業務を含む。）
- ⑨患者送迎等業務（入院患者及び外来患者の送迎等。選定事業者が調達する車両の管理を含む。）

## イ 大規模修繕業務

- ①本施設の建物の大規模修繕
- ②本施設の設備の大規模修繕
- ③本施設の外構の大規模修繕

## ウ 患者利便施設運営

- ①売店施設の運営
- ②理髪施設の運営
- ③自動販売機の運営
- ④コインランドリーの運営
- ⑤公衆電話機の管理
- ⑥患者利便施設マネジメント

## (6) 事業スケジュール (予定)

業務引継期間	令和5年9月
事業契約の締結	令和5年9月
維持管理等期間	令和5年10月～令和20年3月

## 2 事業者の選定

### (1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとした。

なお、本事業は、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及びこれらの関係規定が適用された。

### (2) 審査方式

総合評価一般競争入札に係る審査は2段階で行った。1次審査では、入札参加資格要件の確認及び本事業に係る基本的考え方について審査を行い、2次審査では、入札価格の確認、基礎審査を行った上で提案内容についての審査を経て優秀提案者を選定した。

### (3) 審査体制

県はPFI法第11条に定める客観的な評価を行うため「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行った。

なお、審査委員会の委員は下記のとおりである。

（委員長）

井手 久武 島根県病院局長

（副委員長）

小林 孝文 島根県立こころの医療センター 病院長

(委員)

池田 康枝 公益社団法人島根県看護協会 会長  
山岡 尚 出雲商工会議所 専務理事  
米原 昌隆 島根大学医学部会計課 施設管理室長

(4) 優秀提案の選定経緯

1) 1次審査

令和5年6月14日に、以下の1グループ（以下「SPCしまね医療」という。）から入札参加確認申請書及び1次審査書類の提出があった。

グループ名	構成企業（◎は代表企業）	協力企業
SPCしまね医療	◎株式会社 中筋組 今岡工業株式会社 株式会社 フクダ	セコム山陰 株式会社 株式会社 TSKネクスト 有限会社 谷本ハイヤー 株式会社 MICOTO

ア 入札参加資格要件の確認

県は令和5年6月28日付けで入札説明書（令和5年4月18日の入札公告時に公表）に記載された入札参加資格要件を満たすことを確認し、SPCしまね医療の代表企業に対して書面により令和5年6月29日付けで入札参加資格の確認通知を行った。併せて、SPCしまね医療は1次審査を通過した。

2) 2次審査

1次審査を通過したSPCしまね医療から2次審査に係る提案書の提出を受け、以下のとおり審査を行った。

ア 入札価格の確認

県は、入札価格が予定価格を超えていないことを確認した。

予定価格 4,914,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

入札価格 4,912,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 基礎審査

審査委員会によって、提案内容が落札者決定基準書に定める基礎審査事項を満たしていることが確認された。

ウ 提案審査

審査委員会によって、「事業実施体制に係る事項」「維持管理等業務に係る事項」及び「総合的評価」に関する各評価項目について評価が行われ、提案審査の点数は最低基準（5割）を超える197.1点（250点満点に対する得点割合は78.8%）であった。

#### エ 価格審査

価格点は最も低い価格を提示したので 250 点満点とした。

#### オ 総合評価

上記の審査結果を踏まえ、審査委員会から S P C しまね医療を優秀提案者として選定する旨の報告が県に対してなされた。

具体的な提案審査等の内容は別添「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業 2次審査講評」のとおりである。

#### (5) 優秀提案者の決定

県は、審査委員会による優秀提案者選定結果の報告を受け、S P C しまね医療を落札者として決定した。

#### (6) 財政負担の削減効果

優秀提案者の入札価格に基づき、P F I の対象外となる経費を含めた事業期間中の総費用から、同期間中の医業収益等を控除した県の財政負担額について、現在価値換算し比較を行った。

項目	金額（現在価値換算後）
①県が自ら実施する場合の財政負担額	15,906 百万円
② P F I 方式により実施する場合の県の財政負担額	15,727 百万円
③財政負担削減額（①－②）	179 百万円

以上から、県が自ら実施した場合に比べ、P F I 方式により実施した場合の県の財政負担額は約 1 %（特定事業選定時約 1 %）削減されることとなった。